

協議会だより

「放課後児童対策に関する専門委員会」が再開

社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」(以下、専門委員会。座長・柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授)が再開しました。専門委員会は、二〇一七年度に設置され、一〇回の検討の後、二〇一八年七月に中間報告書を公表しています。

このたび、四年ぶりに専門委員会が開催され、二〇二二年六月三〇日に第一回、同年七月二二日に第二回の専門委員会が開催されました(会議資料は厚生労働省のホームページに掲載)。以下、それぞれの内容を説明します。

〈第一回 専門委員会〉

「子ども家庭庁設置に向けて、

本専門委員会の議論の状況を今年度末にとりまとめたいとする」ことが示されました。

なお、委員の改選が行われ、自治体関係者は静岡県・東京都三鷹市・新潟県聖籠町から静岡県・東京都調布市・愛媛県砥部町に。そして新たに、光真坊浩史 一般社団法人全国児童発達支援協議会理事、水野かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事、山野則子 大阪公立大学現代社会システム科学研究科 教授が委員に加わりました。

会議では、これまでの議論の経過をふり返り、現状を共有したうえで、委員それぞれの課題意識について発言がありました。

主な論点(案)には、つぎのように記されています。

1. 放課後児童対策について……「待機児童対策について」「新・放課後子ども総合プラン」における一体型の推進について

2. その他……「地域の子ども子育て支援施策における今後の児童館の役割等について」「インクルージョンの推進等について」「新型コロナウイルス感染症対策について」

なお、スケジュール(案)には、二〇二三年二月までに四回の会議を開催すること、三月には「とりまとめ」を公表する予定と記されていました。

〈第二回 専門委員会〉

「待機児童解消の取組等」について、関係者へのヒアリングが行われました。当日、オンラインで傍聴した全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)事務局のメモをもとに主な内容を紹介します。

◇兵庫県尼崎市

尼崎市では、「児童ホーム」(放

課後児童クラブ)と「こどもクラブ」(放課後子供教室「開設日は、児童ホームと同様」)を実施。「こどもクラブ」は二〇二二年度から、終了時刻を一七時まで延長して「児童ホーム」とそろえました。また、学校休業日にはお弁当を持参することを可能としている。なお、「児童ホーム」の職員はすべて放課後児童支援員の有資格者であること、「こどもクラブ」にも放課後児童支援員一名を配置しているのは特徴的。

◇東京都練馬区

練馬区では、「学校応援団ひろば事業(ねりっこひろば)」と「学童クラブ(ねりっこ学童クラブ)」に加えて、それぞれの機能・特色をそのままに、一体的に事業の運営を行う「ねりっこクラブ」を、現在四五校で実施中(二〇二三年度から新たに七校で開始予定)。待機児童は、「ねりっこひろば」を利用して、一七時以降、「学童

クラブ」の終了時刻まで過ぎておる「ねりっこプラス」を開始しており、これを拡大していく予定。

* * *

今回行われたヒアリングは、「待機児童解消の取組等」として、「放課後児童クラブの待機児童の受け皿に、放課後子供教室の活用を考えている」「自治体を対象としたものでした。」

これに対して、出席した委員からは、「待機児童」の定義を再確認する必要がある」という指摘や、「ひら」は事業終了後のスペースを使った待機児童対策は、大人から見ると合理的に見えるが、子どもへの声は置き去りになっていないか」という指摘がありましたし、「現場にいる指導員として、子ども・保護者の思いをつなげていく必要がある」という発言もありました。

専門委員会では今後、「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を設置すること、また

その委員（案）が示され、今回は「インクルージョン」「一体型の推進」について意見交換を行うとのことだ。

「一体型」について厚生労働省は、「同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」とし、「放課後児童クラブは市町村が条例で定める基準を満たす必要がある」としています。

全国連協は、「全児童対策事業」や放課後子供教室は、子どもたちに毎日の「生活の場」を保障する児童保育の代わりにはなり得ないと考えていますが、市町村の受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される「一体化」が進められてしまつのではないかと心配があります。

二〇二三年四月に発足する「こども家庭庁」において、児童保育は、「放課後児童クラブ、児童館

や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり」として位置づけられています。一方、保育所は「就学前の全てのこどもの育ちの保障」に位置づけられており、児童保育についても同様に、「育ちの保障」という位置づけが必要と考えます。

これらもふまえて全国連協では今後、専門委員会の各委員に私たちの要望を届けます。

厚生労働省への要請行動を行いました

二〇二三年七月二九日、全国連協は、「公的責任による児童保育制度の拡充と財政措置の大幅増額を求める」要望を、厚生労働省（以下、厚労省）子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室に届け、全国一五地点をオンラインで接続して、懇談を行いました。

例年、この時期の要請行動は、政府・各省の来年度の予算編成に向けて、八月末に発表される概算要求をまとめる時期にあわせて行っています。

全国連協が二〇二一年から二〇二二年まで二年間をかけて取り組んだ「学童保育（放課後児童健全育成事業）の拡充を求める」国会請願署名は、第二〇八回国会に、二四名の国会議員の紹介を通して二万六三〇三筆が受理され、採択されました。これを糧に今後、具体的に学童保育の制度・施策に反映させていくよう、厚労省への要請、懇談をつづけます。

また、内閣府子ども子育て本部、「こども家庭庁」設置に向けて準備中の内閣官房こども家庭庁準備室、「新・放課後子ども総合プラン」「放課後子供教室」を所管する文部科学省総合教育政策局地域学習推進課にも、私たちの要望を届け、懇談を行いました。